

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

- 福島県職員公舎規則の一部を改正する規則 三三九
- 福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則 三三九
- 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三三〇
- 告 示
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 三三〇
- 計量器の定期検査を実施する件 三三〇
- 土地改良法により換地計画を定めた件 三三〇
- 道路の区域を変更する件三件 三三二
- 公有水面埋立免許の変更について出願があった件 三三二
- 公有水面埋立ての承認の変更について 三三二

公告

- 一般競争入札を行う件 三三三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三三四
- 狩猟免許試験を実施する件 三三四
- 狩猟について必要な適性に係る試験及び講習を実施する件 三五五
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 三七七
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件 三七七
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 三三八
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 三三八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三八
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三三八
- 福島県教育委員会教育長
- 一般競争入札を行う件 三三九

規則

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則、福島県農業共済組合検査規則の一部を改

正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十四号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則(昭和四十一年福島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条本文を次のように改める。

入居料は、毎月二十五日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「土曜日等」という。)に当たるときは、その日以後でその日に最も近い土曜日等でない日)までに納入通知書により、その月分を納入しなければならない。
第十七条ただし書中「納めなければ」を「納入しなければならない」に改める。
第十七条の次に次の一条を加える。
第十七条(入居料の納入の方法の特例)

第十七条の二 前条の規定にかかわらず、入居料は、入居者名義の口座からの口座振替の方法により納入することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(施設管理課)

福島県規則第五十五号

福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

福島県農業共済組合検査規則(昭和五十九年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「通告して」を「通告をしないで」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 検査は、検査員二人以上が一組となつて行うものとする。

第六条を第五条とし、第七条の前に次の一条を加える。

(検査通知書の交付)

第六条 検査員は、検査に着手するに際し、農業共済組合の理事その他の責任者(以下「農業共済組合の責任者」という。)に対し、検査を行う旨の検査通知書を交付するとともに、その旨を告げなければならない。

様式第二号を削り、様式第一号を別記様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福島県規則第五十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行宇都宮支店の項中「栃木県宇都宮市泉町」を「栃木県宇都宮市本町」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月十八日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年五月十五日から同年九月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

中町再開発ビル 郡山市中町七番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社 うすい百貨店

郡山市中町十三番一号

代表取締役 遠藤 潤

(変更後) 株式会社 うすい百貨店

郡山市中町十三番一号

代表取締役 平城 大二郎

三 変更した年月日

平成二十一年四月三日

四 届出年月日

平成二十一年四月二十八日

五 届出をした者

(農業経済課金融共済室)

齊藤 久之丞ほか十五名(別紙書面のとおり)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年五月十五日から同年九月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いちい ヘルシー&ホーム 福島市八木田字中島百三十番地の一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 福島市上名倉字道添二番地

(変更後) 福島市さくら一丁目二番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社清水薬局

宮城県仙台市太白区長町三丁目一番四号

代表取締役 清水 正義

(変更後) 株式会社星光堂薬局

新潟県新潟市西区小針一丁目十七番地二十三

代表取締役 近藤 泰彦

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

平成十九年十一月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成二十一年三月三十一日

四 届出年月日

平成二十一年四月三十日

五 届出をした者

株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	須賀川市矢田野字新町 二八番地先から 同 市矢田野字上石 田二番一地先まで	変更前	A 六・〇 一六・五	八三二・〇
		変更後	A 六・〇 一六・五 B 八・〇 三一・〇	八三二・〇 五九四・二

(道路計画課)

福島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十一年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹 堀込線	須賀川市矢田野字上石 田九四番地先から 同 市矢田野字西町 二〇六番地先まで	変更前	A 五・二 一六・五	九五一・〇
		変更後	A 五・二 一六・五 B 六・二 一七・二	九五一・〇 九四八・六

(道路計画課)

福島県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所平成二十一年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年五月十五日

平成二十一年五月十五日

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道三九 九号	福島市飯坂町東湯野字 柳町一四番三地先から 同 市飯坂町湯野字標 木六番一地先まで	変更前	七・〇 一三・五	一、五七四・〇
		変更後	九・〇 一九・〇	一、五七四・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項に規定する公有水面埋立の免許の変更について、次のとおり出願があったので、この出願に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市商工観光部産業・港湾振興課に備え置いて平成二十一年五月十五日から三週間縦覧に供する。
平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 出願者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
名称 福島県
事務所の所在地 福島市杉妻町二番十六号
代表者の氏名 福島県知事 佐藤 雄平
- 免許の年月日 平成十年二月二十二日
出願の年月日 平成二十一年四月二十七日
- 変更事項
埋立地の用途ごとの規模
(変更前)
ふ頭用地 約二一・五ヘクタール
保管施設用地 約一八・九ヘクタール
緑地 約六・二ヘクタール
道路用地 約二・〇ヘクタール
(変更後)
ふ頭用地 約二四・四ヘクタール
保管施設用地 約一七・五ヘクタール
緑地 約五・五ヘクタール
道路用地 約一・二ヘクタール

(港湾課)

福島県告示第百三十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第三項で準用する同法第十三条ノ二第一項に規定する公有水面埋立ての承認の変更について、次のとおり出願があったので、この出願に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市商工観光部産業・港湾振興課に備え置いて平成二十一年五月十五日から三週間縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 出願者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
名称 国土交通省東北地方整備局
事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号
代表者の氏名 国土交通省東北地方整備局長 岡田 光彦
- 二 承認の年月日 平成十八年二月十日
- 三 出願の年月日 平成二十年十一月二十七日
- 四 変更事項

埋立地の用途及び規模

（変更前）

ふ頭用地 七三二平方メートル

緑地 六〇平方メートル

道路用地 六二平方メートル

（変更後）

ふ頭用地 八五四平方メートル

（港 湾 課）

公 告

公告第百五十八号

平成二十二年国勢調査調査区設定における調査区地図作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び数量 平成二十二年国勢調査調査区設定における調査区地図作成業務一式

- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十二年二月一日まで
- 4 履行場所 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二十二号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 4 地理情報システム基本ソフトウェア「ArcGIS (ArcView) 9.2 (Service Pack 5以上)」の使用許諾を得ている者であること。

- 5 仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成二十一年五月十五日（金）から同年六月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県企画調整部情報統計総室統計調査課
電話〇二四―五二―一七―一四五

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年六月五日（金）午後五時三十分までに三の2に掲げる場所に必着とする。
- 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。
- 2 入札説明会の日時及び場所 平成二十一年五月二十五日（月）午前十時 福島県自治会館五階五〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）

- 3 入札及び開札の日時及び場所 平成二十一年六月十六日（火）午前十時三十分 福島県自治会館七階七〇三会議室（福島県福島市中町八番二号）
- 4 その他 郵便による入札は、認めない。

- 五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札に参加を希望する者に要求される事項
- 六 開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 七 入札の無効
 - 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(統計調査課)

公告第二百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月三十日

- 二 名称

特定非営利活動法人まぎっせKORIYAMA

代表者の氏名

宮川 雄次

主たる事務所の所在地

福島県郡山市大町一丁目十一番十五号

定款に記載された目的

この法人は、郡山市を中心として福島県内外に対して、市民・企業・商工会議所・

NPO・行政等との協働によるよりよい地域づくりを目指し、まちづくりに関する調査研究・開発、企画・計画策定、施策提言等を通して、まちづくり活動推進のための市民・企業・商工会議所・NPO・行政等関係主体間の調整・連携、まちづくりの知恵や情報の集約と発信、都市と農村の交流、郡山市のまちなか(以下、「まちなか」という。)の賑わいづくり、その他社会の発展に関する事業を行い、郡山のまちなかに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人みどりの杜福祉会
- 三 代表者の氏名
今野 隆
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市平南白土二丁目一番地の五
- 五 定款に記載された目的
当法人は、障害者や高齢者など支援を必要としている人々に対して、自立した日常生活を営み地域社会に自信を持って参加できるよう支援を行うことにより、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、次のとおり狩猟免許試験を実施する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験期日及び試験会場

区分	試験期日	試験会場
第一回	平成二十一年八月三十一日(月)	郡山市労働福祉会館
第二回	平成二十一年十月四日(日)	同

第二回

平成二十二年二月二十一日(日)

同

二 受験資格

福島県内に住所を有する者。ただし、次の1から6までのいずれかに該当する者は、受験することができない。

1 試験の日において二十歳未満の者

2 次の(一)から(四)までに掲げる病気にかかっている者

(一) 統合失調症

(二) そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)

(三) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

4 自己の行動の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(1から3までに該当する者を除く。)

5 法、改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

6 法第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 免許申請書等の受付期間

1 第一回試験

平成二十一年六月二十九日(月)から同年七月三十一日(金)まで(土曜日、日曜日及び七月二十日を除く。)

2 第二回試験

平成二十一年八月三日(月)から同年九月四日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

3 第三回試験

平成二十一年十二月二十一日(月)から平成二十二年一月二十二日(金)まで(土曜日、日曜日、平成二十一年十二月二十三日、同月二十九日から平成二十二年一月一日まで及び同月十一日を除く。)

四 免許申請書等の提出先

申請者の住所地を管轄する福島県地方振興局

五 その他

受験手続等に関する問い合わせは、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課又は最寄りの福島県地方振興局県民環境部(いわき地方振興局にあっては、県民部)に行うこと。

公告第二百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり狩猟について必要な適性に係る試験及び講習を実施する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 主催地方振興局、開催期日、開始時刻及び開催場所

主催地方振興局	開催期日	開始時刻	開催場所
県北地方振興局 (第一期)	平成二十一年七月二十一日	午前九時三十分	福島市 福島県青少年会館
	(火)		
	平成二十一年七月二十二日	午前九時三十分	福島市 福島県青少年会館
	(水)		
	平成二十一年七月二十三日	午前九時三十分	伊達市 伊達市ふるさと会館
	(木)		
	平成二十一年七月二十七日	午前九時三十分	福島市
	(月)		
	平成二十一年七月二十八日	午前九時三十分	福島市 福島市飯坂学習センター
	(火)		
	平成二十一年七月二十九日	午前九時三十分	伊達市 伊達市梁川農村環境改善センター
	(水)		
平成二十一年七月三十日	午前九時三十分	伊達郡川俣町 川俣町中央公民館	
(木)			
平成二十一年八月三日(月)	午前九時三十分	二本松市 二本松市安達公民館	
平成二十一年八月四日(火)	午前九時三十分	安達公民館	
平成二十一年	午前九時三十分	本宮市	

(自然保護課)

県中地方振興局

八月五日(水)	午前九時三十分	本宮市中央公民館
平成二十一年		田村市
六月五日(金)	午前九時三十分	田村市船引公民館
平成二十一年		石川郡石川町
六月十一日	午前九時三十分	石川町共同福祉施設
(木)		
平成二十一年	午前九時三十分	田村郡小野町
六月十二日		小野町勤労青少年ホーム
(金)		
平成二十一年	午前九時三十分	須賀川市
六月十六日		須賀川アリーナ
(火)		
平成二十一年	午前九時三十分	郡山市
六月十九日		郡山市安積総合学習セン
(金)		
平成二十一年	午前九時三十分	郡山市
六月二十二日		郡山市安積総合学習セン
(月)		
平成二十一年	午前九時三十分	田村市
六月二十五日		田村市船引公民館
(木)		
平成二十一年	午前九時三十分	石川郡石川町
六月二十六日		石川町共同福祉施設
(金)		
平成二十一年	午前九時三十分	郡山市
六月二十九日		郡山市安積総合学習セン
(月)		
平成二十一年	午前九時三十分	須賀川市
七月二日(木)		須賀川アリーナ
平成二十一年	午前九時三十分	郡山市
七月八日(水)		郡山市安積総合学習セン
(水)		
平成二十一年	午前九時三十分	白河市
七月九日(木)		白河市
平成二十一年	午前九時三十分	福島県白河合同庁舎
七月十日(金)		白河市
平成二十一年	午前九時三十分	福島県白河合同庁舎
七月十三日		白河市
(月)		福島県白河合同庁舎

会津地方振興局

平成二十一年	午前九時三十分	白河市
七月十六日		福島県白河合同庁舎
(木)		
平成二十一年	午前九時三十分	河沼郡会津坂下町
七月一日(水)		会津坂下町中央公民館
平成二十一年	午前九時三十分	河沼郡会津坂下町
七月二日(木)		会津坂下町中央公民館
平成二十一年	午前九時三十分	河沼郡会津坂下町
七月三日(金)		会津坂下町中央公民館
平成二十一年	午前九時三十分	南会津郡南会津町
六月二十四日		福島県南会津合同庁舎
(水)		
平成二十一年	午前九時三十分	南会津郡南会津町
六月二十五日		南会津町伊南会館
(木)		
平成二十一年	午前九時三十分	南会津郡只見町
六月二十六日		只見町総合開発センター
(金)		
平成二十一年	午前九時三十分	南相馬市
七月十五日		原町区福祉会館
(水)		
平成二十一年	午前九時三十分	相馬郡飯館村
七月十七日		飯館村公民館
(金)		
平成二十一年	午前九時三十分	相馬市
七月二十二日		相馬市コミュニティセン
(水)		
平成二十一年	午前九時三十分	南相馬市
七月二十四日		原町区福祉会館
(金)		
平成二十一年	午前九時三十分	双葉郡浪江町
七月二十八日		サンシャイン浪江
(火)		
平成二十一年	午前九時三十分	双葉郡富岡町
七月三十日		富岡町文化交流センター
(木)		
平成二十一年	午前九時三十分	双葉郡富岡町
七月三十一日		富岡町文化交流センター
(金)		

相双地方振興局

いわき地方振興局	平成二十一年 六月十六日 (火)	午前九時三十分	いわき市 福島県いわき合同庁舎
県中地方振興局 (第二期)	平成二十一年 六月十七日 (水)	午前九時三十分	いわき市
	平成二十一年 六月十九日 (金)	午前九時三十分	いわき市勿来市民会館
郡山市	平成二十一年 六月二十六日 (金)	午前九時三十分	いわき市 いわき市立泉公民館
	平成二十一年 九月十日 (木)	午前九時三十分	郡山市 郡山市安積総合学習セン ター

二 対象者

福島県内に住所を有する者であつて、法第四十四条の規定により平成二十一年九月十四日までの有効期間の狩猟免許を受けており、かつ、同法第五十一条第一項の規定により狩猟免許の更新を受けようとするもの。

なお、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許についても同時に更新を受けることができる。

三 申請書等の受付期限

第一期にあつては、開催場所ごとに、その開催期日の二週間前まで（土曜日、日曜日及び平成二十一年七月二十日を除く。）、第二期にあつては、平成二十一年七月三十日から八月二十七日まで（土曜日及び日曜日を除く。）。

ただし、郵送による場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 申請書等の提出先

申請者の住所地を管轄する福島県地方振興局

五 その他

狩猟免許更新の手続等に関する問い合わせは、最寄りの福島県地方振興局県民環境部（いわき地方振興局にあつては、県民部）に行うこと。

（自然保護課）

公告第二百六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
児童デイサービス事業 か子ども達の発達支援センター	福島市方木田字前白家一八一	社会福祉法人 聖母愛真会	福島県福島市方木田字赤沢一九一八	平成二十一年四月一日	児童デイサービス	障害児

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

（障がい福祉課）

公告第二百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
須賀川南クリニック	須賀川市広表七七一	平成二十一年五月一日	精神通院医療	内科	
めぐみ薬局	郡山市安積町荒井字神明四九一	同	同	調剤	
しのぶ薬局文京店	西白河郡矢吹町文京町二二七	同	育成医療更生医療	同	

ベース薬局湯本店	いわき市常磐湯本町吹谷五七一	同	精神通院医療	同	
	三六				

(障がい福祉課)

公告第二百六十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	辞 退 し た 診 療 科 名
財団法人太田綜合病院附属太田記念病院	郡山市中町五一二	平成二十二年四月一日	精神通院医療	内科
中町調剤薬局	同 市中町五一二	同	同	調剤

(障がい福祉課)

公告第二百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、保原北部地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成二十一年三月二十三日完了したので公告する。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第二百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、桑折西部地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成二十一年二月十六日完了したので公告する。

平成二十一年五月十五日

公告第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県知事 佐藤 雄平 (農村計画課)

土地改良区の名称
下郷町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 弓田 市治 住所 南会津郡下郷町大字音金字風除林附一三八〇番地

同 室井 唯男 同 郡同 町大字中妻字家ノ上六五七番地

同 星 喜美雄 同 郡同 町大字栄富字平乙四二三番地

同 五十嵐要吉 同 郡同 町大字高階字下居平乙七四四番地

同 玉川 幸男 同 郡同 町大字沢田字前田乙四二一番地

同 渡部 芳春 同 郡同 町大字豊成字倉六三二番地

同 室井 一兄 同 郡同 町大字合川字居平丁五八九番地

同 玉川 一郎 同 郡同 町大字弥五島字和田居村四二六番地

同 阿部 智徳 同 郡同 町大字大内字山本一番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡部 弘毅 住所 南会津郡下郷町大字栄富字平乙四一〇番地一

同 室井 一兄 同 郡同 町大字合川字居平丁五八九番地

同 星 忠勝 同 郡同 町大字落合字築地五三九番地

同 玉川 一郎 同 郡同 町大字弥五島字和田居村四二六番地

同 湯田 吉春 同 郡同 町大字音金字家の後三一一番地一

同 湯田 勝之 同 郡同 町大字白岩字北上平六一六番地

同 渡部 芳春 同 郡同 町大字豊成字倉六三二番地

同 川島俊一郎 同 郡同 町大字塩生字下夕原一三九六番地

同 五十嵐俊和 同 郡同 町大字小沼崎字居平甲六七四番地

(農村計画課)

公告第二百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事は完了について届出があった。

平成二十一年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県教育委員会教育長

公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年5月15日

福島県立図書館長 佐藤 義和

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立図書館情報ネットワークシステム機器一式（搬入、据付け、データの移行、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成21年10月1日から平成26年9月30日まで
 - (4) 納入場所 福島県立図書館（福島県福島市森合字西養山1番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可又は施行同意の年月日	工事の完了年月日
須賀川市	前田川	基盤整備促進（農道）	平成十三年九月一日	平成二十二年三月二五日
鏡石町	豊田	基盤整備促進（農道）	平成二十二年一月二二日	平成二十二年二月二七日
小野町	浮金中	基盤整備促進（農道）	平成二十二年二月四日	平成二十二年一月二二日
玉川村	中島	基盤整備促進（農道）	平成二十一年一月一日	平成二十二年一月二〇日

（監査士監査）

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であることを。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格申請書に、2の(3)から(5)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年6月12日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出場所 郵便番号960-8033 福島県福島市森合字西養山1番地
福島県立図書館
電話024-535-3220

(2) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年6月12日（金）午後5時までに必着とする。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3の(1)に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年6月26日（金）午後1時30分 福島県立図書館会議室

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年6月25日（木）午後5時までに3の(1)に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に同じ、福島県立図書館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Equipment for the information network system of Fukushima Prefectural Library 1 set (including shipping-in, installation, upgrading of data, adjustment and maintenance)
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30pm., 26 June 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00pm., 25 June 2009
- (4) Contact point for the notice : Fukushima Prefectural Library, 1 Nishiyouzan, Moriai, Fukushima-shi, Fukushima 960-8003 Japan TEL 024-535-3220
(企画管理部)